



東中学校いじめ防止基本方針



令和7年2月 一部改訂

所沢市立東中学校

東中学校いじめ防止基本方針

東中学校のいじめの防止等に関する基本的な考え方	1
-------------------------	---

いじめの定義について	1
------------	---

いじめの理解について	1
------------	---

1 いじめの未然防止	2
------------	---

2 いじめの早期発見	3
------------	---

3 いじめへの対処	4
-----------	---

4 地域や家庭との連携	5
-------------	---

5 関係機関との連携	6
------------	---

6 重大事態への対処	6
------------	---

7 再調査への措置	7
-----------	---

東中学校いじめ防止基本方針

東中学校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

東中学校では、いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こる問題であると考えています。この問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見及び早期対応しかありません。

授業をはじめとする教育活動のすべての場面で、良好な人間関係づくりを実現するとともに、いじめを発見した時には、どんな理由があっても躊躇なく、学校はいじめをなくすための取組を始めます。

そのためには、組織的な対応を図り、また、必要に応じて外部機関との連携を図りながら、保護者の理解と協力を求めながら進めていきます。

いじめは絶対に許さないという姿勢のもと、すべての生徒が安心して学校生活を送れることを第一に考えていきます。

いじめの定義について

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定によるものとします。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

いじめの理解について

いじめの理解については、共通の認識をもって対処するものとします。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成させるようにすることが必要です。

上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ことが大切です。

1 いじめの未然防止

いじめは重大な人権侵害であり、許される行為ではありません。

いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る認識に立ち、いじめの未然防止に全力で取り組みます。

いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や心のふれあい相談員、スクールカウンセラー等を活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、生徒の特性を踏まえた実効性のある取組をします。

生徒からの相談に対応できる体制整備を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、関係機関との連携等を図り必要な支援を行います。

「いじめ撲滅強調月間」等を活用し、いじめに対する「行動宣言」等を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」、「生徒会が中心となったいじめ防止」への取り組みなどを活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とします。

(1) 集団づくり・人間関係づくりに向けた支援

生徒の望ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行うとともに、教育相談に関する教職員研修を継続して実施します。スクールカウンセラーや相談員、養護教諭、教職員が連携し、生徒に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見・自殺予防に努めます。

(2) 「子どもの人権」の啓発推進

お互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組や研修会の中で、「子どもの人権」について啓発します。

① いじめは重大な人権侵害

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり決して許されないことを理解させます。

② いじめは刑事罰の対象に

いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させます。

③ 東日本大震災により被災した生徒に対して

東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、被害生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対してのいじめについて理解させます。

④ 配慮が必要な生徒について

特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない生徒」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、生徒それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努めます。

(3) 道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳教育の充実を図り、生徒の豊かな心をはぐくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てます。

「彩の国道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」の活用の推進を図ります。

(4) 情報モラル講習会の充実

健やか輝き支援室生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、生徒、保護者向けに実施している講習会の充実を図り、スマートフォン（メール、ライン等）やインターネットを適正に使用する能力・態度を育成します。

インターネットの使用に関するルールや情報モラル教育の充実に努め、生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりや「東中タブレット宣言」の読み合わせを行うことや生徒や保護者を対象に、「生徒指導・いじめ問題対策員」等による講演などを通して、家庭でも SNS やオンラインゲームの利用に関してのルールづくりの啓発などを行うなど、学校と家庭が情報モラル教育の充実に向けて連携できるようにします。

2 いじめの早期発見

(1) 定期的ないじめの実態把握と校内における対応

年間を通して定期的にいじめに関する調査（学期に1回程度）、個人面談、「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と生徒との間で日常行われている日記等を活用するなど、いじめは起こり得るとの認識のもと、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握するとともに、校内で迅速に情報共有を行います。アンケートでは本音を書かない生徒がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努めます。また、相談室の存在を生徒・保護者に積極的に周知し、相談しやすい環境づくりに努めます。スクールカウンセラーや相談員と教員、養護教諭等が連携して、多くの目で子どもたちを見守ります。対応の必要なケースについては事実確認とともに、まずいじめられた側の生徒の保護者との連携を十分に図ります。

また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、校内の組織を工夫します。

保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進めていきます。

(2) 教職員の指導力の向上

教職員がいじめの兆しを発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図ります。学級担任をはじめ、教科担当の教員、委員会活動の担当教員、部活動の顧問、支援員、相談員、スクールカウンセラーといった生徒に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して一人一人の生徒と信頼関係を築き、生徒を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努めます。

そのために、埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I's 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」を活用して校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、個々の生徒への指導の充実を図ります。

- (例) 好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能だが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有をします。

3 いじめへの対処

(1) いじめ問題に対応する体制の整備

教職員の指導力の向上を図り、「いじめている子どもへの指導」「いじめられている子どもへの支援」「周りではやし立てる子どもへの対応」「見て見ぬふりをする子どもへの対応」「学校全体への対応」について共通理解をもって対応します。

学校だけでは解決が困難ないじめに関する問題に対応するために、有識者による相談体制を整えます。

国の基本方針、埼玉県基本方針、所沢市基本方針を参考にし、「いじめの防止のための取り組み」「早期発見」「いじめ事案への対処のあり方」「教育相談体制」「生徒指導体制」「校内研修」等を定めます。

また、いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する体制を整備していきます。

(2) 教育相談の充実

① 生徒が相談しやすい校内体制の工夫

相談週間を設定し、生徒が相談する時間帯や場所などを工夫したりするなど、生徒が自身の思いを表現できる環境づくりに努めます。

② 多面的な相談体制の構築

校内に組織されている、生徒指導部会、教育相談部会だけでなく、校内で組織する委員会（ケース会議）に、校外の関係者の参加を依頼するなど、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。また、「校内いじめ防止対策組織」では定例会及び必要に応じて臨時に開催し、そのときの学校状況を共有し、今後に向けた対策について検討します。また、その次第や協議の内容を記録に残します。

(3) いじめる側の生徒への実効性のある指導

① 毅然とした指導の徹底

いじめる側の生徒に対する指導については、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は、別室指導等にて個別の働きかけを行います。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、警察と連携して対応します。

② 保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の生徒に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、市や学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るように努めます。

「東中学校いじめ防止基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに入学時や各学年年度初めに、生徒、保護者、関係機関等に周知します。

③ 加害生徒に対する成長支援

いじめの加害生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決するために対応します。

(4) 生徒の主体的な活動の促し

生徒会において、生徒が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるように指導します。

また、生徒自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級活動等で指導します。

(5) いじめの解消について

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただしいじめの被害の重要性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して、状況を注視していきます。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、実行します。

※いじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察します。

※卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断することがないようにする。

4 地域や家庭との連携

(1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

本校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校だより及びホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。また、おやじの会等と連携した生徒の見守りを検討します。

学校は、所沢市いじめ防止基本方針同様、上記についての周知・啓発を積極的に行い、保護者と連携して未然防止・早期発見・早期対応・解消に向けた見届けを行います。

(2) 校種間及び関係機関との一層の連携

卒業時等における的確な情報伝達

小・中一貫教育・小中連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめにかかわる情報連携を行います。また、必要に応じて、諸機関（児童相談所、所沢警察署、子ども家庭センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、県立総合教育センター）との連携を進めていきます。

5 関係機関との連携

(1) 子供関連機関との情報共有

いじめの要因は様々であることから、所沢市立教育センター、こども支援センター、福祉関連機関、児童相談所及び警察等との連携を図り、情報共有を継続的に行之、いじめの早期発見、早期対応、解消、見届けを行います。

6 重大事態への対処

(いじめ防止対策推進法より～学校の設置者又はその設置する学校による対処～)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の報告

学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないよう、「いじめ防止等のための基本的な方針」や「いじめ重大事態に関するガイドライン(令和6年8月改訂版)」に則り、適切かつ慎重に対応をしていきます。

「重大事態」の意味を全教職員が理解しておくとともに、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに所沢市教育委員会に報告します。

(2) 調査の実施

校内いじめ問題調査組織を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にします。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行います。これらの情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシーや人権に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

② 調査結果の報告

(いじめ防止対策推進法より～学校の設置者又はその設置する学校による対応～)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

調査結果について、所沢市教育委員会に報告します。

(4) その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もあります。学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

7 再調査への処置

(1) 再調査について

学校主体の調査結果報告を受けた所沢市教育委員会が、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法28条第1項の規定による調査の結果について、いじめ問題対策委員会による調査（以下「再調査」という）を行います。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置

再調査の結果を踏まえ、自らの権限において、当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために、指導主事の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者などの配置等の支援を行います。また再調査の結果については、市長が議会に報告します。